

文京区訓令第十六号

庁 中 一 般
事 業 所
事 務 局

文京区印刷物取扱規程（平成十年三月文京区訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月二十日

文京区長 成 澤 廣 修

第三条第一項中「もと」を「下」に改め、同条に次の一項を加える。

3 印刷物は、その内容が適切かつ正確に読み手に伝わるよう、ユニバーサルデザインに配慮して作成しなければならない。

第四条第一項中「印刷物作成協議書（別記様式第一号）により」を「印刷物名、印刷物の概要、経費その他必要な事項について」に改める。

第五条中「広報戦略課長は」の下に「、前条第一項に規定する協議終了後（同条第二項の規定により委員会に付議した場合にあつては、当該付議終了後）」を加え、「別記様式第二号」を「別記様式」に改める。

第九条の見出し中「整理及び」を「協議印刷物の」に改め、同条第一項中「一定の場所に整理し、」を「適切に」に改め、同条第二項を削る。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号を次のように改め、同様式を別記様式とする。

別記様式(第5条関係)
印刷物登録番号簿

別記様式(第5条関係)
印刷物登録番号簿

年度

[illegible]